

平成30年第3回

中津川市議会（定例会）議案

平成30年6月4日

平成30年第3回中津川市議会（定例会）議案目次

報第 2号	繰越明許費繰越計算書の報告について・・・・・・・・・・ 3
報第 3号	繰越計算書の報告について・・・・・・・・・・ 8
議第47号	中津川市税条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 10
議第48号	中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・ 12
議第49号	中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 14
議第50号	中津川市蛭川保養施設の設置等に関する条例の廃止について・・・・ 16
議第51号	中津川市都市公園条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 18
議第52号	中津川市災害に強いまちづくり条例の一部改正について・・・・・・・・ 20
議第53号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・ 22
議第54号	財産の譲渡について・・・・・・・・・・ 23

報第2号

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成30年6月4日提出

中津川市長 青山節児

平成29年度中津川市繰越明許費繰越計算書(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源		
					収入		支出			特定財源	その他
					既収入	未収入	国県支	地方債			
			円	円	円	円	円	円	円		
02	総務費	財産管理事務事業	12,242,000	12,242,000	0	0	0	0	0	12,242,000	
03	民生費	高齢者福祉施設等運営事業	15,231,000	12,488,000	0	0	0	0	0	12,488,000	
03	民生費	老人福祉施設等整備事業	35,200,000	35,200,000	0	32,000,000	0	0	0	3,200,000	
03	民生費	保育所施設運営事業	4,763,000	4,763,000	0	0	0	0	0	4,763,000	
03	民生費	こども園整備事業	64,573,000	64,573,000	0	0	60,300,000	0	0	4,273,000	
06	農林費	市有林整備事業	15,000,000	15,000,000	0	5,000,000	0	0	10,000,000	0	
06	農林費	林道整備事業	16,656,000	16,656,000	0	12,492,000	3,700,000	0	0	464,000	
08	土木費	道路維持補修事業	39,100,000	39,100,000	0	0	0	0	0	39,100,000	
08	土木費	道路新設改良事業	454,400,000	419,997,000	0	156,550,000	172,200,000	0	0	91,247,000	
08	土木費	道路新設改良事業(用地対策)	14,058,000	2,374,000	0	1,305,000	1,000,000	0	0	69,000	
08	土木費	青木斧戸線道路整備事業	894,503,000	445,075,000	0	202,655,000	230,200,000	0	0	12,220,000	
08	土木費	青木斧戸線関連道路整備事業	15,000,000	15,000,000	0	0	0	0	0	15,000,000	
08	土木費	神坂PASスマートインターチェンジ設置事業	93,100,000	78,900,000	0	39,885,000	24,400,000	12,100,000	0	2,515,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入 国県支出金	収入特定財源			その他
							地方債	その他		
円					円	円	円	円	円	
08 土木費	02 道路橋りょう費	橋りょう新設改良事業	5,000,000	5,000,000	0	0	0	0	0	5,000,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	交通安全施設設置事業	52,000,000	34,418,000	0	12,045,000	9,500,000	0	0	12,873,000
08 土木費	03 河川費	河川改修事業	31,100,000	31,100,000	0	0	0	0	0	31,100,000
08 土木費	04 都市計画費	リニア中央新幹線関連視点整備 事業	185,000,000	158,000,000	0	79,004,000	72,200,000	0	0	6,796,000
08 土木費	04 都市計画費	公園等維持管理事業	41,000,000	41,000,000	0	0	0	0	0	41,000,000
08 土木費	04 都市計画費	下水道事業会計繰出金事業	93,130,000	93,130,000	0	0	65,500,000	0	0	27,630,000
08 土木費	04 都市計画費	リニア駅周辺土地区画整理事業	36,100,000	35,134,000	0	14,000,000	0	0	0	21,134,000
08 土木費	05 住宅費	住宅管理事務事業	20,000,000	20,000,000	0	0	0	0	19,980,000	20,000
10 教育費	02 小学校費	小学校施設営繕事業	3,446,000	3,446,000	0	0	0	0	0	3,446,000
10 教育費	03 中学校費	中学校施設営繕事業	22,270,000	22,270,000	0	0	0	0	0	22,270,000
10 教育費	05 幼稚園費	幼稚園施設営繕事業	6,556,000	6,556,000	0	0	0	0	0	6,556,000
11 災害復旧費	02 農林施設災害 復旧費	林業施設災害復旧事業	7,832,000	7,832,000	0	3,443,000	0	0	0	4,389,000

計	2,177,260,000	1,619,254,000	0	558,379,000	639,000,000	42,080,000	379,795,000
---	---------------	---------------	---	-------------	-------------	------------	-------------

平成29年度中津川市繰越明許費繰越計算書(下水道事業会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				の			財			源		内		記			
					既収入 特定財源	未収入 国県支出金	未収入 地方債	未収入 特定財源	未収入 地方債	未収入 特定財源	未収入 その他	未収入 特定財源	未収入 その他	未収入 特定財源								
			円	円																		
01	下水道事業費	下水道整備事業(中津川処理区)	37,785,000	37,785,000	0	11,005,000	22,000,000													円	0	
01	下水道事業費	下水道整備事業(坂本処理区)	229,155,000	229,155,000	0	75,105,000	65,700,000															0
01	下水道事業費	下水道施設長寿命化対策事業	6,000,000	6,000,000	0	3,300,000	2,700,000															0
		計	272,940,000	272,940,000	0	89,410,000	90,400,000															0

報第3号

繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、繰越計算書を次のとおり報告する。

平成30年6月4日提出

中津川市長 青山節児

平成29年度中津川市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな御資産の購入限度額	説明
						企業債	工事負担金	繰越工事資金	過年度損益勘定留保資金			
01 資本的支出	01 建設改良費	上水道施設改良事業	234,142,000	0	234,142,000	0	65,878,000	0	168,264,000	0	0	下水道工事等の繰越によるため
		水道施設耐震化事業	51,466,000	0	51,466,000	9,500,000	0	18,900,000	23,066,000	0	0	関係機関との協議に不測の日数を要したため
		恵下第2配水池増設改良事業	49,896,000	0	49,896,000	0	0	0	49,896,000	0	0	地元要望による修正設計に不測の日数を要したため
	計		335,504,000	0	335,504,000	9,500,000	65,878,000	18,900,000	241,226,000	0	0	

議第47号

中津川市税条例の一部改正について
中津川市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年6月4日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

地方税法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市税条例の一部を改正する条例

中津川市税条例（昭和26年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第9条の2中第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0とする。

附 則

この条例は、公布の日又は地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議第48号

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年6月4日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年中津川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第49号

中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年6月4日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この条
例を定めようとする。

中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年中津川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

（4） 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

（10） 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認められたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第50号

中津川市蛭川保養施設の設置等に関する条例の廃止について
中津川市蛭川保養施設の設置等に関する条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成30年6月4日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

中津川市蛭川保養施設を譲渡するため、この条例を定めようとする。

中津川市蛭川保養施設の設置等に関する条例を廃止する条例

中津川市蛭川保養施設の設置等に関する条例（平成17年中津川市条例第37号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年6月20日から施行する。

議第51号

中津川市都市公園条例の一部改正について
中津川市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年6月4日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

都市公園法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市都市公園条例の一部を改正する条例

中津川市都市公園条例（平成10年中津川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の3に次の1項を加える。

6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第52号

中津川市災害に強いまちづくり条例の一部改正について
中津川市災害に強いまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

平成30年6月4日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

災害対策基本法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市災害に強いまちづくり条例の一部を改正する条例

中津川市災害に強いまちづくり条例（平成23年中津川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

前文中「互助」を「共助」に改める。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

第2条第13号を同条第14号とし、同条第12号中「避難指示」の次に「（緊急）」を加え、同号を同条第13号とし、同条第11号を同条第12号とし、同条第10号中「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「災害時要援護者」を「要配慮者」に、「促すための情報」を「促すこと」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

第5条第3号中「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に改める。

第15条第2項中「、防災関係機関等」を削り、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始の情報」に改め、「避難指示」の次に「（緊急）」を加える。

第17条（見出しを含む。）中「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第53号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償譲渡したいので、議会の議決を求める。

平成30年6月4日提出

中津川市長 青山節児

1 譲渡財産

設 備	中津川市情報通信ネットワーク整備事業で構築した 光ファイバケーブル設備及び附属設備
地 区	中津川市苗木字並松地区 中津川市坂本地区 中津川市阿木地区 中津川市蛭川地区

- 2 譲渡の相手方 岐阜県岐阜市梅ヶ枝町2丁目31番地
西日本電信電話株式会社 岐阜支店
支店長 徳升 良弘

議第54号

財産の譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を譲渡したいので、議会の議決を求める。

平成30年6月4日提出

中津川市長 青山節児

1 譲渡財産

土地 所在 中津川市蛭川字奥渡
地番 5359番2
地目 宅地
面積 4,231.13㎡

建物 所在 中津川市蛭川字奥渡5359番地2
種類 旅館
構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造かわらぶき地下1階付2階建
延床面積 1,250.58㎡

建物 所在 中津川市蛭川字奥渡5359番地2
種類 倉庫・便所
構造 鉄骨造アルミメッキ鋼板葺平屋建
延床面積 19.80㎡

建物 所在 中津川市蛭川字奥渡5350番地1
種類 旅館
構造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
延床面積 80.86㎡

建 物 所 在 中津川市蛭川字奥渡5350番地1
種 類 旅館
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
延床面積 65.66㎡

2 譲渡金額 15,000,000円

3 譲渡の相手方 岐阜県中津川市蛭川5359番地2
株式会社恵縁中
代表取締役 遠山 雄一郎